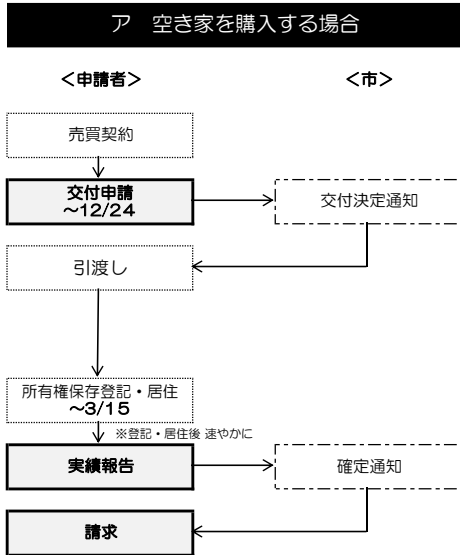
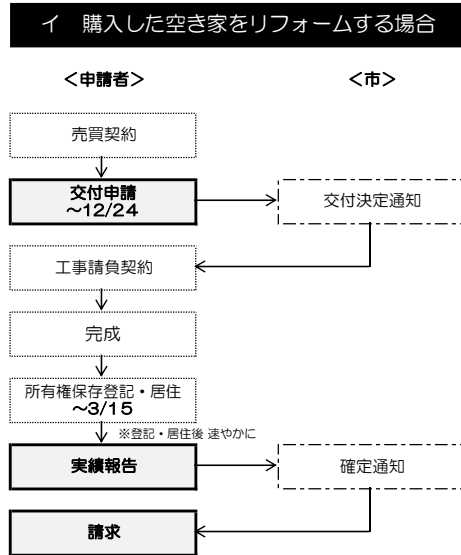


子育て世帯と移住者等への住まい支援事業の流れ

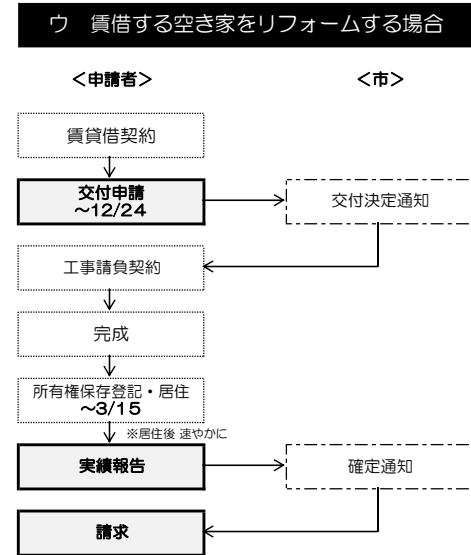
手続の流れ



※必ず住宅引渡し前に交付申請書を提出してください。



※必ず工事請負契約前に交付申請書を提出してください。
 ※交付申請前に既に当該空き家を所有している場合、居住を開始している場合も対象となります。
 ただし、移住者の場合は移住者に該当する期間内であること、子育て世帯の場合は居住開始から2年以内に申請することが条件です。



※必ず工事請負契約前に交付申請書を提出してください。
 ※リフォーム補助申請前に居住を開始している場合も対象
 ただし、移住者の場合は移住者に該当する期間内であること、子育て世帯の場合は居住開始から2年以内に申請することが条件

添付書類

- 交付申請**
- 交付申請書 添付書類**
- ・付近見取図、配置図及び各階平面図
 - ・売買契約書の写し
 - ・事業費内訳書（補助対象経費の内訳が分かるもの）
 - ・当該空き家の写真（台所、風呂及び便所並びに外観）
 - ※移住者又は子育て世帯であることを確認できる書類（住民票謄本、卒業証明書等）
 - ※納税証明書（市税に滞納なし）
 - ・当該空き家が住まい情報バンクに登録されていること又は登録されていたことを確認できる書類
 - ・当該空き家が耐震性を有することを確認できる書類（着工年月が分かる書類、耐震診断報告書等）
 - ・耐震改修誓約書（様式第3号）（耐震性を有することを確認できない場合）
- 実績報告**
- 実績報告書 添付書類**
- ・支払調書（様式第4号）及び支出証拠書類
 - ・当該空き家の全部事項証明書
 - ※住民票謄本
 - ・誓約書（様式第5号）
 - ・当該空き家の補強診断計算書の写し（交付申請時に耐震改修誓約書を提出した場合）

- 交付申請**
- 交付申請書 添付書類**
- ・付近見取図、施工前及び施工後の各階平面図
 - ・工事着工前の写真（外観及び対象工事に係る部分）
 - ・内訳が記載された工事費見積書の写し（施工業者の押印のあるもの）
 - ・当該空き家を購入したことが分かる書類
 - ・当該空き家の全部事項証明（又は固定資産証明書）
 - ※移住者又は子育て世帯であることを確認できる書類（住民票謄本、卒業証明書等）
 - ※納税証明書（市税に滞納なし）
 - ・当該空き家が住まい情報バンクに登録されていること又は登録されていたことを確認できる書類
- 実績報告**
- 実績報告書 添付書類**
- ・工事請負契約書の写し
 - ・支払調書（様式第4号）及び支出証拠書類
 - ・工程及び工事完成の状況が分かる写真（対象工事に係る部分）
 - ・当該空き家の全部事項証明書（交付申請時に所有者ではなかった場合）
 - ※住民票謄本
 - ・誓約書（様式第5号）

- 交付申請**
- 交付申請書 添付書類**
- ・付近見取図、施工前及び施工後の各階平面図
 - ・工事着工前の写真（外観及び対象工事に係る部分）
 - ・内訳が記載された工事費見積書の写し（施工業者の押印のあるもの）
 - ・当該空き家を賃借することが分かる書類
 - ・当該空き家の所有者からの改修承諾書
 - ・当該空き家の全部事項証明（又は固定資産証明書）
 - ※移住者又は子育て世帯であることを確認できる書類（住民票謄本、卒業証明書等）
 - ※納税証明書（市税に滞納なし）
 - ・当該空き家が住まい情報バンクに登録されていること又は登録されていたことを確認できる書類
- 実績報告**
- 実績報告書 添付書類**
- ・工事請負契約書の写し
 - ・支払調書（様式第4号）及び支出証拠書類
 - ・工程及び工事完成の状況が分かる写真（対象工事に係る部分）
 - ※住民票謄本
 - ・誓約書（様式第5号）

※公簿での調査に同意すれば添付省略可となる場合があります。